

問1 今回の税制改正の概要について

答

1. 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時限的減免（いわゆる「エコカー減税」）への対象車種の追加

自動車重量税・自動車取得税の特例

- 自動車重量税：平成21.4.1から平成24.4.30までの間に新規・継続検査等（この期間内に最初に受ける検査に限る。）を受ける場合
- 自動車取得税：平成21.4.1から平成24.3.31までの間に新車を取得する場合

①平成21.4.1から実施されているエコカー減税について、中量車（車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック・バス等のうち、以下の基準を満たすもの）を対象に追加

■自動車重量税：

75%軽減

- ・平成21年自動車排出ガス規制適合ディーゼル車かつ平成27年度燃費基準達成車

50%軽減

- ・排出ガス性能☆☆☆ガソリン車かつ平成27年度燃費基準達成車

■自動車取得税（新車購入時）：

75%軽減

- ・平成21年自動車排出ガス規制適合ディーゼル車かつ平成27年度燃費基準達成車
- ・排出ガス性能☆☆☆☆ガソリン車かつ平成27年度燃費基準達成車

50%軽減

- ・排出ガス性能☆☆☆ガソリン車かつ平成27年度燃費基準達成車

（新車購入時以外）：

税率から1.0%軽減（H22.8.31まで適用）

- ・平成21年自動車排出ガス規制適合ディーゼル車かつ平成27年度燃費基準達成車

取得価格から30万円控除

- ・排出ガス性能☆☆☆☆ガソリン車かつ平成27年度燃費基準達成車

取得価格から15万円控除

- ・排出ガス性能☆☆☆ガソリン車かつ平成27年度燃費基準達成車

②低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の延長

取得価格から30万円控除

- ・排出ガス性能☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

取得価格から15万円控除

- ・排出ガス性能☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車

③最新排出ガス規制適合ディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置の延長

税率から0.5%軽減 (H22. 8. 31まで適用)

- ・平成21年自動車排出ガス規制適合車（クリーンディーゼル乗用車）

税率から1.0%軽減 (但し、車両総重量3.5t超12t以下のものについてはH22. 9. 30までは2.0%軽減)

(車両総重量3.5t超12t以下はH23. 8. 31まで適用

車両総重量 12t超は H22. 8. 31まで適用)

- ・平成21年自動車排出ガス規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車

(排出ガス性能)

*☆☆☆☆車：ガソリン乗用車等に適用される平成17年排出ガス基準から窒素酸化物等を75%以上低減した自動車。

*☆☆☆車：ガソリン乗用車等に適用される平成17年排出ガス基準値から窒素酸化物等を50%以上低減した自動車。

*平成21年自動車排出ガス規制適合車：平成21年10月以降に順次導入される排出ガス規制(いわゆる「ポスト新長期規制」)に適合したディーゼル自動車。

*クリーンディーゼル乗用車：ポスト新長期規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車。

(燃費基準)

**25%達成車：乗用車等に適用される平成22年度燃費基準（ディーゼル車は平成17年度燃費基準）より25%以上燃費性能の良い自動車。

**15%達成車：乗用車等に適用される平成22年度燃費基準（ディーゼル車は平成17年度燃費基準）より15%以上燃費性能の良い自動車。

*平成27年度燃費基準達成車：平成27年度を目標年度とする燃費基準を満たす自動車。

2. 自動車重量税の税率の変更

平成22年度税制改正大綱（H21. 12. 22閣議決定）においては、自動車重量税については地球温暖化対策の観点から、

- ・現行の10年間の暫定税率を廃止

- ・当分の間の措置として、

-次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用

（ただし、平成24年4月末まではエコカーによる減税対象は免税）

-次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定

-新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くする

以上の措置を講じることにより自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることと

されている。

◆次世代自動車及び18年経年車以外の自動車の税率表 (単位：円)

車種		車検期間		自家用	営業用	
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	15,000	—	
		2年	〃	10,000	—	
		1年	〃	5,000	2,700	
	バス	1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700	
	トラック	車両総重量2.5t超	2年	〃	10,000	5,400
		車両総重量2.5t以下	1年	〃	5,000	2,700
			2年	〃	7,600	5,400
	特種車		2年	〃	10,000	5,400
			1年	〃	5,000	2,700
	小型二輪		3年	定額	6,600	4,800
			2年	〃	4,400	3,200
			1年	〃	2,200	1,600
検査対象軽自動車		3年	〃	11,400	—	
		2年	〃	7,600	5,400	
		1年	〃	3,800	2,700	
届出軽自動車	検査対象外	二輪車	—	〃	5,500	4,300
	軽自動車	その他	—	〃	11,300	8,100

*次世代自動車：電気自動車、燃料電池自動車、一定の性能要件を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の性能要件を満たすハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車。

問2 重量税が免税される次世代自動車の定義は、現在のエコカー減税における100%減免対象車（免税車）の環境性能と同じとの理解でよいか
次世代自動車の改造車も、「本則税率」適用の対象になるとの理解でよいか

答

次世代自動車の定義はエコカー減税における免税対象車と同じであり、その改造車についても、エコカー減税の取扱いと同じである。

次世代自動車に該当しなくなる改造（燃費性能及び排ガス性能に影響を及ぼす改造等）を行った場合は、「本則税率」の適用対象外となる。

問3 改造手続きのタイミングと減免措置の関係如何

答

1. エコカー減税の適用期間内（平成21年4月1日以降平成24年4月30日まで）に、一度も自動車重量税納付が発生する検査（以下、「税制検査」）を受検していなければ、改造を行い次世代自動車に該当した車両は、その後の検査（改造を行った検査が税制検査の場合を含む）で自動車重量税は免税となる。
2. エコカー減税の適用期間内（平成21年4月1日以降平成24年4月30日まで）に、一度でも税制検査を受検していれば、改造を行い次世代自動車に該当した車両は、その後の検査（改造を行った検査が税制検査の場合を含む）で自動車重量税は免税とはならず、本則税率のみの適用となる。

問4 登録履歴のある自動車が再輸入された場合、MOTAS履歴はつなげないものの、初度登録年月日は引き継がせて中古新規登録をすることとしているが、18年経過車に該当するか否かの取り扱いはどうするのか

答

再輸入した自動車については、初度登録年月を引き継ぐこととなっており、経年車であるか否かを判断する場合には、当該初度登録年月が起算点となっている。

問5 自動車検査証に、「初度登録（検査）年月」、「初度登録（検査）の月」が不明な車両があるが、これらの車両については、どの時点から経年車と見なすか

答

昭和45年から51年にかけて、紙原簿からMOTASに移行した際に「年月」、「月」が不明であったことに起因して、自動車検査証の「初度登録（検査）年月」、「初度登録（検査）の月」が不明な車両があるが、これらについては、初度登録（検査）から18年を経過していることが明らかなことから、施行日以降は経年車の対象とすることで考えている。

問6 今回対象に追加される中量車等はどのような種別の自動車か

答

車両総重量が2.5t超3.5t以下の小型トラック・バス等で、以下の排ガス性能及び燃費性能を満たしている自動車である。

- ガソリン車 : ☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車
- ディーゼル車 : ポスト新長期規制対象車かつ平成27年度燃費基準達成車

問7 経年車の制度（18年経過した車を重課対象とする）の概要について

答

「新車登録から18年以上経過した車について、他の車よりも重い税率を課すこと」及び「経年制度（18年経過）に係る期間の考え方」については、自動車重量税の制度の趣旨に係る内容であることから、財務省に確認されたい。

問8 「18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用する」とされているが、18年を経過した検査自動車全てが対象となるのか、それとも、燃費基準などがクリアしていれば他の税率となるのか。

答

18年経過自動車である次世代自動車（現行のエコカー減税対象車のうち免税対象となっている車）については、「本則税率」が適用される。その他の環境性能の優れた自動車については、18年を経過した場合は「現行と同じ税率」を適用することとされている。

また、営業用自動車の自動車重量税の基準額についても、自家用自動車と同様に次世代自動車にあっては「本則税率」、18年経過自動車にあっては「現行の営業用自動車と同じ税率」を適用することとされている。

問9 継続車検の場合、車検満了日の翌日が新税制の適用日か否かで判断するのかそれとも申請の日か

答

1. 今回の租税特別措置法の一部改正の条文中（第90条の11及び第90条の11の2）において、「平成22年4月1日以後に自動車検査証の交付等（又は車両番号の指定（・・・））を受ける検査自動車のうち、・・・に係る自動車重量税の税額は、・・・当分の間、・・・次に掲げる税率により計算した金額（・・・）とする。」となっている。
2. したがって、継続車検に限らず、改正租税特別措置法が適用される日以降に自動車検査証の交付・返付を受ける時が新税制の適用となる。

問 10 次世代自動車や18年経過車であるか否かを自動車検査証のどの記載内容により判定できるのか

答

次世代自動車であるか否かについては、エコカー免税車の規定と同一となっているところである。

また、18年経過車であるか否かについては、自動車検査証の初度登録年月欄の記載内容を基に判定できることとなっている。

ただし、車検証の備考欄に初度検査年月が記載されており、初度登録年月欄の年月と比較して備考欄の初度検査年月の方が古い場合には、当該年月を基に算定することとなる。

(参考)

免除 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車(*1)、ハイブリッド自動車(*2)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(*3)

(*1) 天然ガス自動車

車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車(*4)、車両総重量3.5t超は重量車☆車(*7)。

(*2) ハイブリッド自動車、ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車等

車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+25%達成車(*5)、

車両総重量3.5t超は重量車☆車(*7)かつ重量車燃費基準達成車(*6)。

(*3) クリーンディーゼル乗用車

平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車。

(*4) 排出ガス性能☆☆☆☆車

平成17年排出ガス基準より窒素酸化物等の有害物質を75%以上低減させた自動車。

(*5) 平成22年度燃費基準+25%達成車

平成22年度燃費基準より25%以上燃費性能の良い自動車。

(*6) 平成27年度重量車燃費基準達成車

平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5t超の重量車。

(*7) 排出ガス性能重量車☆車

平成17年排出ガス基準より窒素酸化物又は粒子状物質を10%以上低減させた車両総重量3.5t超の重量車。

問 11 重量税印紙はどうなるのか。必要な券種の印紙は確実に供給されるのか。また、現在の印紙と小額印紙を組み合わせ、大型車等に利用する場合、組合せに利用する小額印紙の種類は

答

1. 財務省では、今回の税制改正に対応した券種の供給を用意している。
ただし、供給する印紙の券種は現行の20種類を考えており、新たな額の券種の供給は、現状では予定していないと聞いている。
2. なお、新たな税率については、100円単位で規定しており、エコカー減税については、計算した重量税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとされているので、重量税額に100円未満の端数はない。
(租税特別措置法第90条の12第4項 国税通則法第119条第1項の規定は、前2項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるときについて準用する。)

<参考>

● 現在の印紙の種類 (単位:円)

100	200	500	1,000	2,500
2,800	3,000	4,400	5,000	6,300
7,000	7,500	8,800	10,000	13,200
20,000	25,200	31,500	37,800	56,700

問12 新税制に対応した同額印紙の発行は予定されていないのか

答

財務省から、供給する印紙の券種は現行の20種類を考えており、新たな額の券種の供給は、現状では予定していないと聞いている。

問13 新税制になった場合、現在の暫定税率に対応した高額印紙を使用する機会が減少するが、手持ちの印紙は交換又は買い戻しができるのか

答

財務省から、現在の暫定税率に対応した高額印紙は、制度改正後も18年経過車の際に使用することとなること、また、印紙の組み合わせ等により対応できることから、手持ちの印紙を国において交換又は買い戻しをすることは予定していないと聞いている。

なお、詳細については、財務省主計局法規課にお問い合わせ願いたい。

問14 減免対象車両が期間中最初の車検時に、重量税印紙を通常金額分貼り付けた場合、書類提出時に減免後の金額でない等の指摘はあるのか

答

運輸支局等にて審査時に確認し、金額に誤りがある際は、正しい金額となる印紙を貼付した納付書を提出するよう求めることとなる。

問 1 5 自動車重量税納付書について、様式の変更はあるのか。

答

今回の税制改正に伴う納付書様式の変更は予定していない。したがって、納付書の納付税額欄には、改正後の税額を記載していただくこととなる。

問 1 6 指定整備工場における保安基準適合証で有効期間の更新を行う場合、減税の適用は、「保適証を交付した日」で判定するのか

答

1. 今回の租税特別措置法の一部改正の条文中（第90条の11）において、「平成22年4月1日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、・・・一八年を経過する月（・・・）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（・・・）に係る自動車重量税の税額は、・・・当分の間、・・・次に掲げる税率により計算した金額（・・・）とする。」となっている。
2. したがって、保安基準適合証により自動車検査証の有効期間の更新を行い、自動車検査証の返付を受ける時が減税の適用となる。